

清掃業務委託基準仕様書

委託業務は、この基準仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 従事者

- (1) 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満18歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分行い得る者とし、清掃について十分経験を有する者を配置すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に活動すること。

2 作業時間等

- (1) 作業は原則週3日とする。ただし、土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くものとし、祝日等により週の日数が5日未満の場合は、双方協議の上、業務日の設定を行うものとする。
- (2) 作業は午前8時から午後5時までの間に行うこと。ただし、岩手県北家畜保健衛生所長（以下「管理者」という。）が特に指示した場合はこの限りではない。
- (3) 従事者は、作業を終了次第退庁すること。ただし、管理者が特に指示した場合はこの限りでない。

3 清掃計画

受注者は、臨時清掃については、前月末日までに管理者に清掃計画を提出して承認を得ること。ただし、4月については、当該月の2日までに提出すること。

4 責任者の選任

受注者は、連絡調整に当たらせるため、従事者の中から責任者一人を選任し管理者に報告すること。

5 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものをを用いること。
- (2) トイレットペーパー、タオルペーパー及び水石鹼は、管理者の承認を得て使用すること。

6 作業実施にあたっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。
- (3) 作業用材料として、引火性ガソリン及びベンジン等は、絶対に使用しないこと。
- (4) その他細部については、管理者の指示を受けること。

7 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため、机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取扱い、建物、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡のでないように行うこと。
- (3) 拭き掃除及び埃払いは、塵芥の飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属の部分の清掃仕上げは、良質で清掃素材に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗滌した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックスを塗布してつや出し磨きを行うこと。

- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕の出ないように行うこと。
- (7) 紙屑等の中から、廃棄することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、管理者に報告して指示を受けること。
- (8) 管理者の指定する場所については、職員の立会いを求めて清掃すること。

8 日常清掃仕様

(1) 床

- ア 清掃箇所により掃き掃除、モップ拭き、水洗い、水拭きとする。
- イ 掃除は、塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用して入念に掃くこと。
- ウ 絨毯類の掃除は、絨毯箒又は真空掃除機を用い、軽易に移動できる椅子、衝立等は、移動させた上で行うこと。

(2) 壁

手の届く範囲で塵芥を除き（原則として真空掃除機を使用のこと。）必要部分は、雑巾で水拭きすること。

(3) 湯沸室、台所、洗面所等

- ア 流し及びコンロは洗剤とタワシを用いて水あかを落とし、水拭きをすること。また、棚等についても同様に行うこと。
- イ 湯沸、流し台のコンクリート、モルタル塗りの腰は、水拭きすること。
- ウ 便器は、床面清掃の都度拭き掃除を行うこと。
- エ 汚物入れ及び紙屑入れは、洗剤を用いて洗滌し消毒すること。
- オ トイレットペーパー及び水石鹼は、常に補充しておくこと。

(4) 手すり、扉、ノブ

乾布又は水拭きにより行うこと。

(5) その他

- ア 屑処理は清掃箇所すべてで行い、所定の保管場所に移動すること。
- イ 玄関靴拭きマット類は必要に応じて、水洗いすること。

9 臨時清掃

(1) 床

事務室、会議室はタイルカーペット全面クリーニング（1回／年）、その他の臨時清掃対象場所は洗浄ワックス塗布、磨き（1回／年）とする。

(2) 外装ガラス等（1回／年）

ア 外部サッシュ

窓から乾いたモップ、羽根箒又はブラシ等を用いて塵芥を除くこと。

イ 窓ガラス、窓枠

窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨きあげること。

窓ガラスを石鹼水又は薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨きあげること。

窓以外の扉、間仕切り、ランマ等のガラスについても、ガラスの例に準じて行うこと。

(3) ブラインド等（1回／年）

日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽根箒又は電気掃除機で塵芥を除き、清潔な水を用いて固く絞った雑巾で水拭きをすること。照明器具は塵芥を除くこと。

10 作業要領の徹底

受注者は、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項を教示し、及び訓練を行うこと。

11 その他

本書に定めのない事項については、その都度管理者の指示を受けること。